文部科学省　共同利用・共同研究拠点「越境地域政策研究拠点」

愛知大学三遠南信地域連携研究センター

越境地域政策研究フォーラム
分科会予稿・資料

分科会5

越境地域と歴史・文化

〔趣旨〕道と越境をテーマに，歴史・地理・民俗・文字文化の視点から地域政策を捉えなおすとともに，今後の政策へのアイデアや議論を深める。

・三遠南信の文化軸 ―越境地域と中央構造線―
：藤田佳久（愛知大学）

・越境地域と出土文字資料：犬飼隆（元 愛知県立大学）

・越境地域と文字文化 ―道への祈り―：和田明美（愛知大学）

・江戸時代の東海道交通と新居関所：渡辺和敏（愛知大学）

・越境地域の民俗：印南敏秀（愛知大学）

コーディネーター：黒柳孝夫（愛知大学）

コメンテーター：阿部聖（愛知大学）

日時：2015年1月31日(土)

場所：愛知大学豊橋校舎
（愛知県豊橋市町畑町1-1）

主催：三遠南信地域連携研究センター

〒441-8522　愛知県豊橋市町畑町1-1
TEL：0532-47-4157　FAX：0532-47-4576　E-mail:：sen-center@ml.aichi-u.ac.jp

愛知大学 AICHI UNIVERSITY

三遠南信地域の文化軸

―越境地域と中央構造線―

藤田佳久（愛知大学・名誉教授）

１９９０年代に入って、「三遠南信地域づくり」運動が活発化し、それが３県を越える運動であることが注目され、これがさらに越境地域として一般化の可能性も検討されるようになり、今回のシンポもその一環として進められている。

ここでは、比較的早くからスタートでき、実績も上げつつある三遠南信地域の背景を明らかにする。

この「三遠南信地域づくり」運動のきっかけは、１９９０年に国内の高速道路計画の中で、この地域を縦断する「三遠南信高規格道路」が含まれたことによる。しかし、バブルの頂点のこの時代、一方的に建設がおこなわれるのではなく、地域の需要があることという条件が付いた。それを受け早速この地域の経済界は商工会議所や商工会のトップを集め、さらに各市町村の首長も集め、「三遠南信サミット会議」を設立し、浜松、豊橋、飯田の順に毎年開催し始めた。初め各市町村の情報開陳が中心で、それがやがて各市町村や組織をつなぐように発展した。今や、経済、文化、教育、芸能、生活、環境、地域づくりなど多面的な展開に至っている。

比較的スムーズに進んできたと言えるが、これを可能にしたのは、この地域を縦断し、海と山をつなぐ中央構造線の自然にできた谷の道が縄文以来のこの地域を一体化してきた背景がある。このようなつながりは戦後の昭和３０年代まで見られたが、昭和４０年代になると財政力をつけた各県が、独自の政策を打ち出し、各県を囲い込み、目に見えない壁を造ってしまった。かつて浜松は生産都市、豊橋は消費都市、飯田はその後背地として存在してきた相互依存関システムが切断されてしまったのである。

それだけに、この「三遠南信高規格道路案」は２０年間のブランクを経て、その間の変化をふまえて、再び地域相互の道を新たに築くきっかけをもたらしたと言える。縄文以来の長い歴史の中で、言語、風習、料理、血縁など生活の共通する基盤が、一旦は分離したかに見えたこの地域の相互関係を確認でき、ほころびを修復しつつ、新たな思考や技術などにより、相互の連携を図ることに新しい価値と展開を期待したのである。

従来、東西の研究者によってこの地域の南北軸は言語やほかの指標によって東西の分離ゾーンや回廊として設定されてきたが、このような歴史的背景から見れば、独自の地域としてこれを機会に主張していくことは重要であろう。

凡　例

フォッサマグナ（大地溝帯）

メディアンライン（中央構造線）

伊勢への主要ルート

海上ルート

熊野道

善光寺

青木三湖

浅間山

塩尻

諏訪

杖突峠

赤石山系

諏訪信仰圏

天竜川

熊野信仰圏

尹良親王

民俗芸能

秋葉山

富士山

静岡

佐屋

京都

豊川

長篠合戦場

吉田

大崎

浜松

田原

中山

伊良湖

奈良

大坂

住吉大社

三輪

松阪

櫛田川

大湊

伊勢神宮

吉野川

紀ノ川

吉野山

和歌山

高野山

大台ケ原山

熊野道

熊野本宮

那智山

田辺

0　30km

三遠南信と伊勢・関西をむすぶ歴史的ネットワーク（藤田原図）

稲武町

売木村

根羽村

阿南町

泰阜村

下条村

上村

津具村

南信濃村

設楽町

天竜村

富山村

東栄町

作手村

東栄町

水窪町

佐久間町

鳳来町

凡　例

花祭

花祭以外の霜月神楽

田楽

鹿打ち神事

念仏踊り

狂言ほか

獅子舞

歌舞伎

0　10km

図　三遠南信旧国境町村における民俗芸能の分布（1975年）（藤田原図）

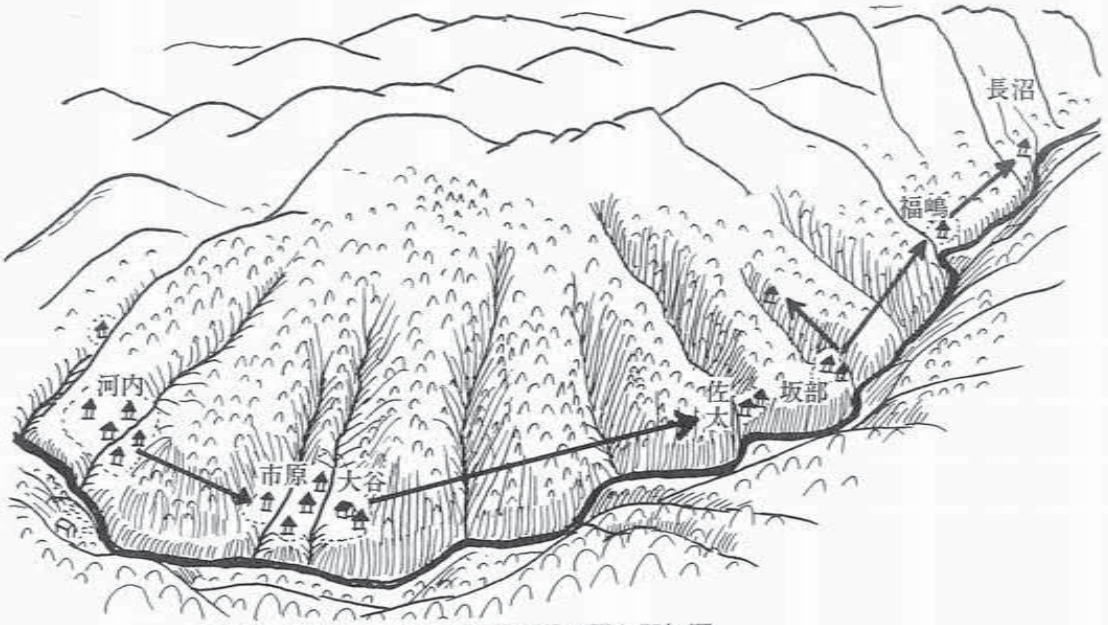

第12-1図 「熊谷家伝記」の村々の立地の見取図と開拓順

」見学会。高木が遠山川堤
説明中。③ (2007年7月)

氏が塩をまき、お払いを
た。④ (2007年7

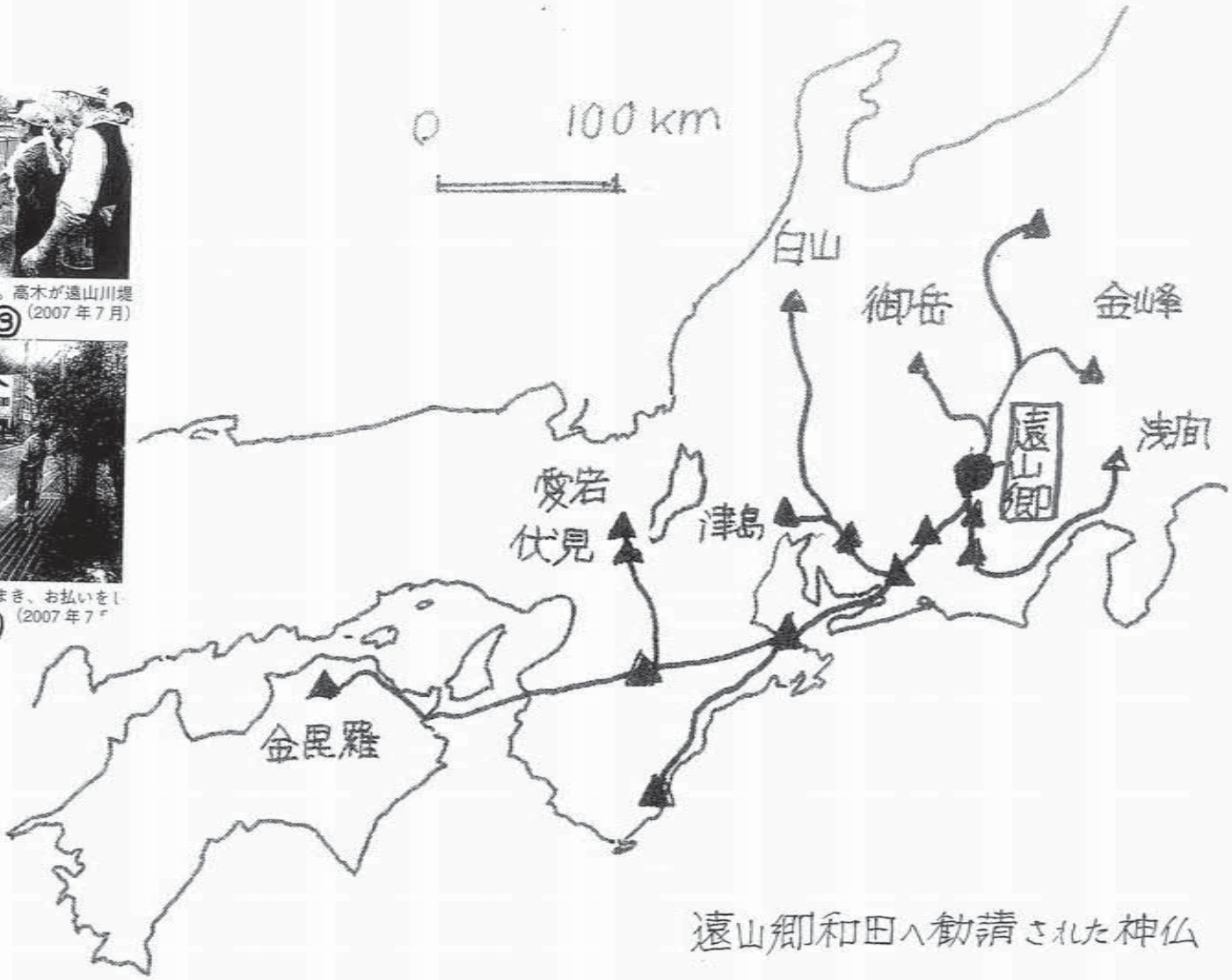

遠山郷和田へ勧請された神仏

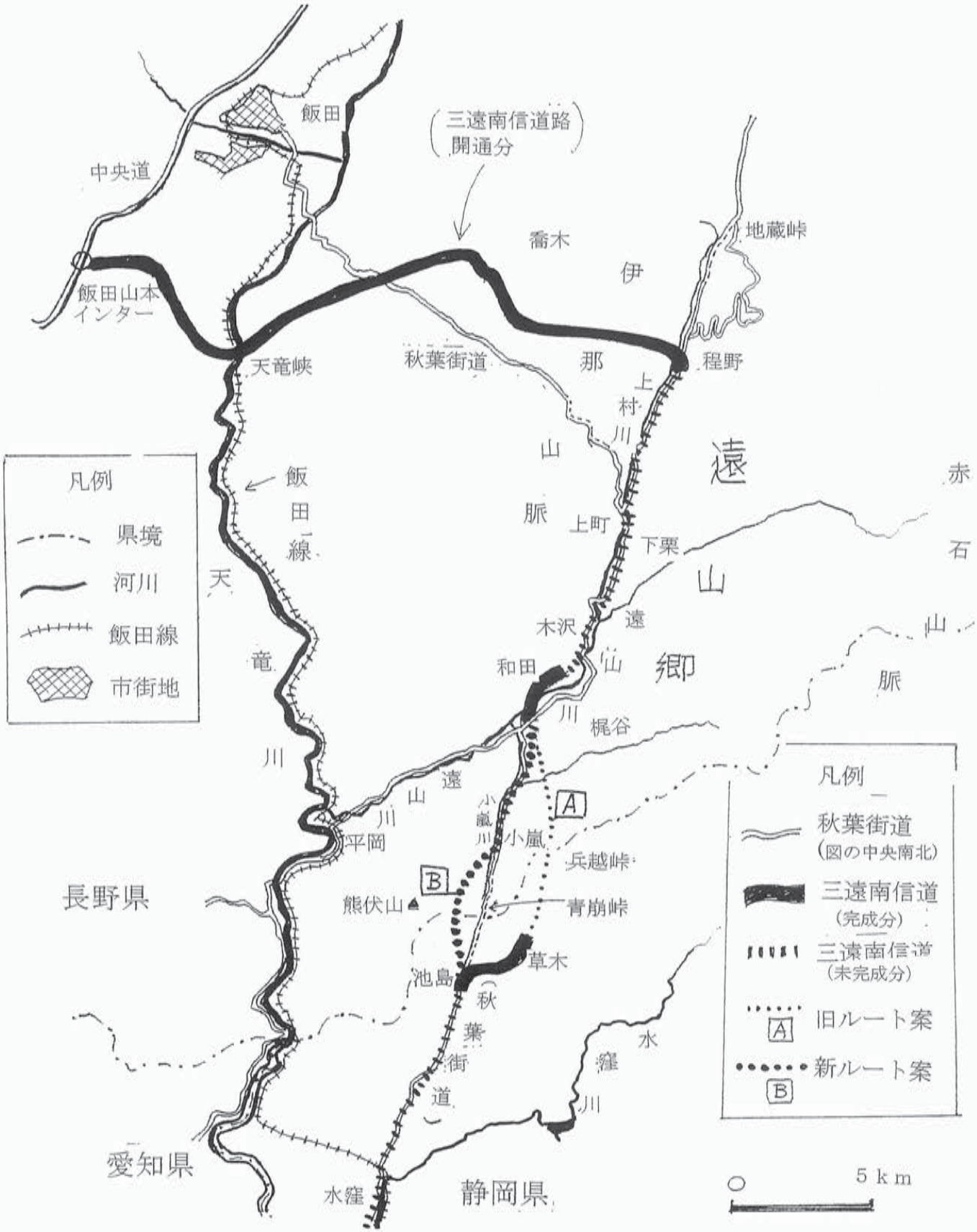

遠山郷を中心とした三遠南信道路とルート変更図

越境地域と出土文字資料　～伊場遺跡＝遠江国敷智郡の位置～

犬飼隆（国立歴史民俗博物館展示プロジェクト委員）

要旨　浜松市中区の敷智郡郡家跡を含む七、八世紀の大規模遺跡から出土した文字資料を見る。東アジアと都の動向が反映している一方、律令制整備前に、都から伊勢、志摩、渥美の海路とともに美濃、三河を経る陸路の要衝であったことがわかる。

一．飛鳥・藤原京、百済・新羅の動向が伊場遺跡にも及んでいた

巻第三十　持統天皇（三年八月

丙申に、摂津国の武庫海一千歩の内、紀伊国阿提郡の那耆野二万頃、伊賀国伊賀郡の身野二万頃に、漁猟することを禁断め、守護人を置くこと、河内国大鳥郡の高脚海に准ふ。

4

・「己丑年八月放×

・「二万千三百廿□

上端切断。下端折れ。左辺削り。右辺割れ。大振りの文字で書かれた文書木簡の断片。己丑年は持統三年（六八九）。

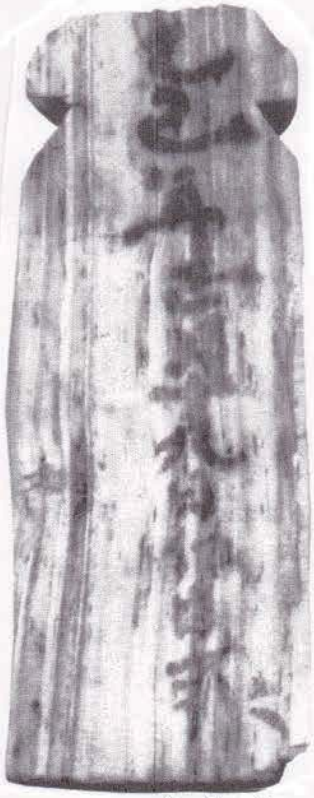

〈慶州雁鴨池出土木簡（765）〉24

24－1：　乙巳年正□□九□習矣

24－2：　□水

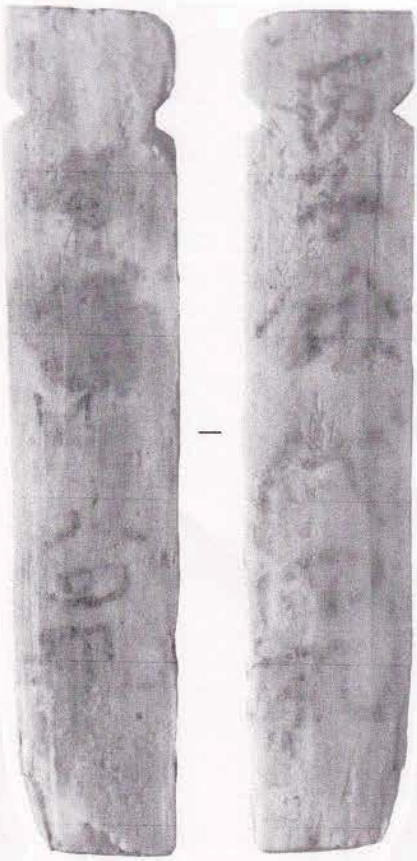

一

飛鳥池木簡211号

・丙子鍬代四机

・□代一匹又四机

「丙子」は干支年であれば、天武五年（六七六）。表裏ともに「某代＋数量＋数詞」と記し、鍬などの代物の付札と考えられる。「机」は一巻号では布の単位として使用されており、本木簡も同様に理解できる可能性がある。

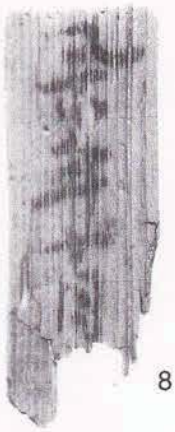

8

八

「乙未年十月□

乙未年は持統九年（六九五）。上端と左右両辺は削り。下端折れ。

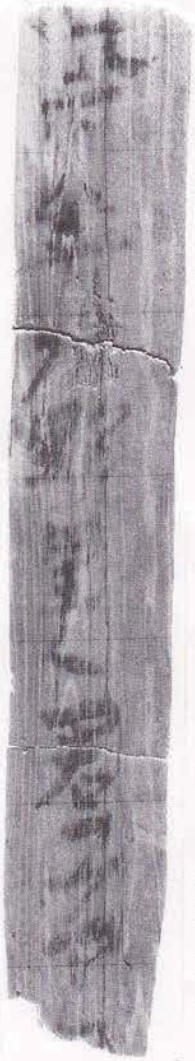

9

九

「乙未年入野里人君子マ□

No 1

□水田二形得七十二石　在月三十日者
○畠一形得六十二石
得耕麦田一形半

飛鳥池木簡 721号

4-28　全羅南道羅州市伏岩里「畠」木簡
大韓民国国立羅州文化財研究所蔵

七世紀初頭百済の地方木簡。ウラ面に水田、畠、麦田の耕作地が三行に分けて書かれている。「畠」は日本独自の字ではなかったことがわかる。「畠」がもともと何をさしたかも再検討を要する。朝鮮半島の出土資料には「水」と「田」との合字も見られるが、六世紀半ば新羅の昌寧真興王碑には、その合字と「白田」とが田の区別に使われている。（犬飼）

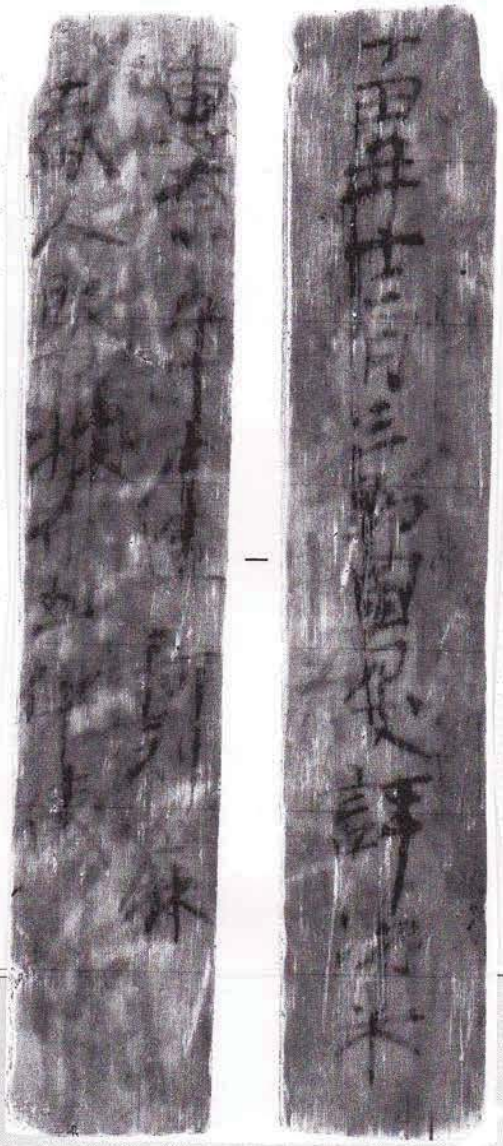

一

丁丑年十二月三野国刀支評次米
・恵奈五十戸造阿利麻
春人服了枚布五斗俵

四周削り。上端は裏面をわずかに面取りする。上部左右に浅い切り込みをもち、左側は台形。「丁丑年十二月」（天武六年、六七七年）の年月を記す三野国からの「次米」荷札である。

151×28×4　032

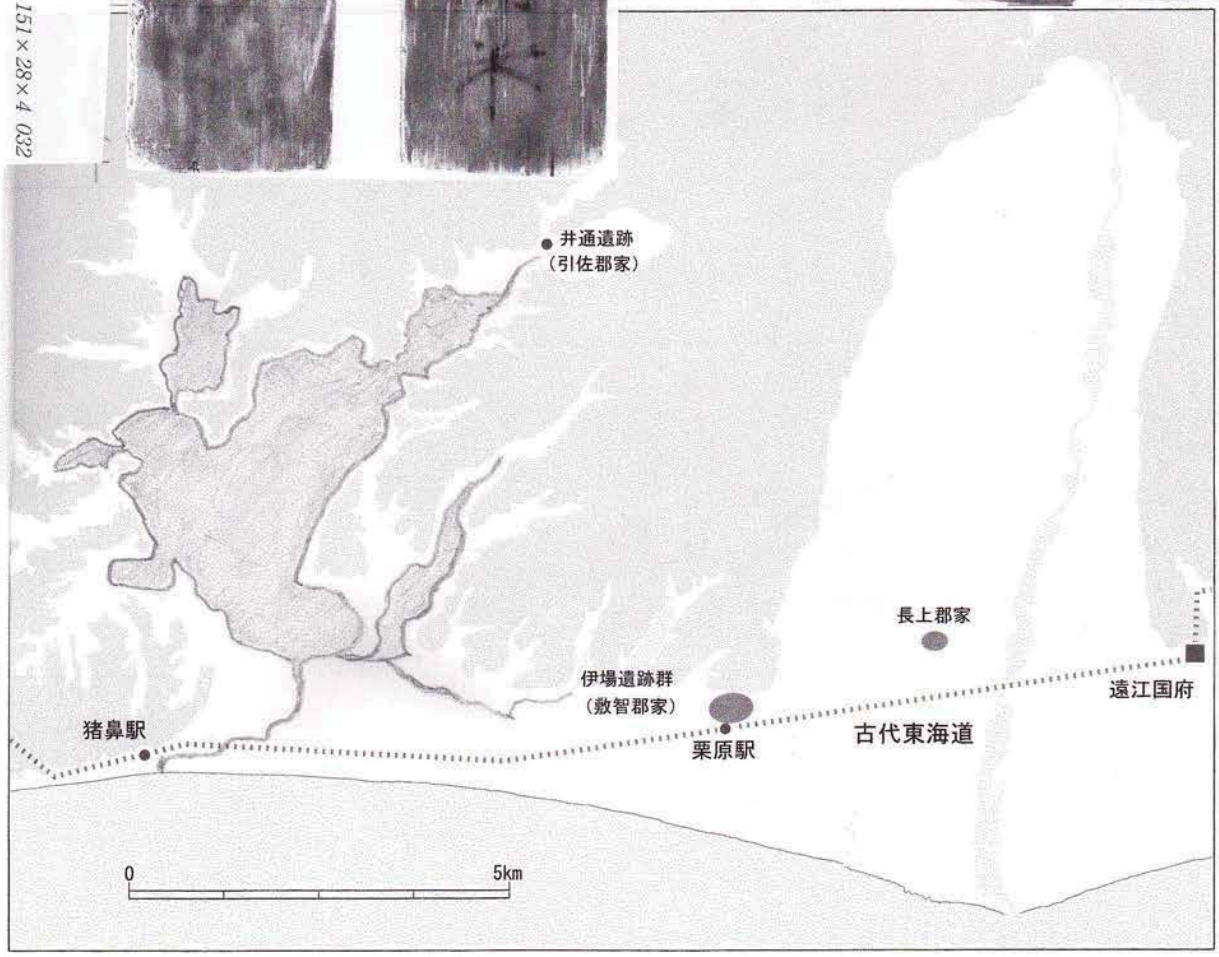

古代東海道の推定位置

古代の東海道は後の東海道と位置が異なり、遠江国府（磐田市）に向かって直線的に延びていたと推定されている。遠江国には西から猪鼻、栗原、□間、横尾、初倉の五駅が置かれた。東海道とは別に浜名湖の北岸を通る官道の存在も推定される。

二．東海道、東山道の整備以前、三河から美濃を経て都へ至る陸路があった

いにしえの文字と浜松　浜松市　平成二〇年より引用

No 2

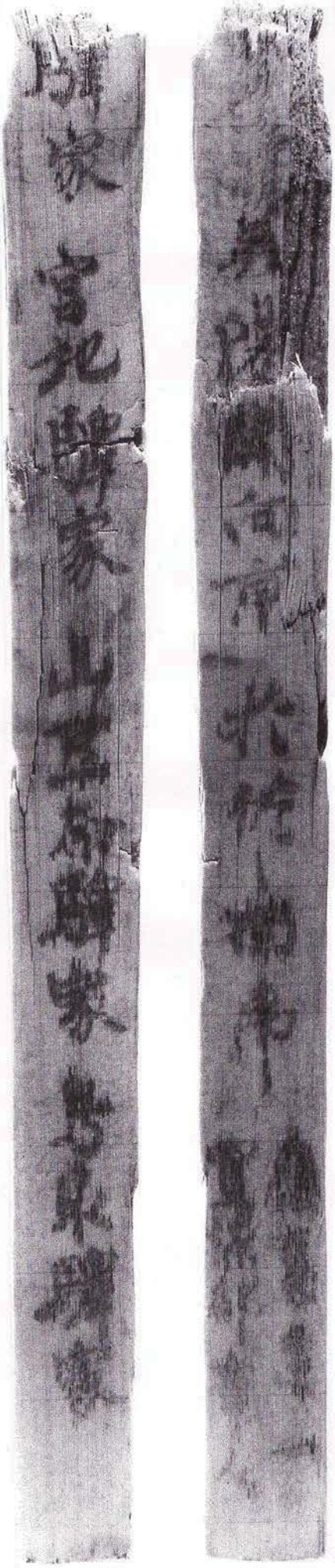

三〇　・□□□美濃関向京於佐々□□　〔事カ〕□□□□□□□□□人〕〔置染部カ〕

・×駅家　宮地駅家　山豆奈駅家　鳥取駅家」

表二13「□〔事カ〕」―遺物編・県史「□」。表三1～3「□□□〔置染部カ〕」―遺物編「浜津郷」、県史「浜□□」。表三4「□」―遺物編・県史「□〔女カ〕□」。

(326)×30×12　019　OGV下層　県史三

上端折れ。下端と左右両辺は削り。表面割書左行の「浜津郷」と釈読していた部分は「置染部」の可能性があり、直上の人名に関する本貫地などの註記ではなく、割書二行が人名の連記である可能性が考えられるようになった。

巻第七　景行天皇（四十年七月）

四十年の夏六月に、東夷多に叛き、辺境騒動む。

秋七月の癸未の朔にして戊戌に、天皇、群卿に詔して曰はく、「今し東国安からずして、暴神多に起る。亦蝦夷悉に叛き、屢人民を略む。誰人を遣してか其の乱れたるを平げしめむ」とのたまふ。群臣皆誰を遣さむといふことを知らず。

〔七〕日本武尊の東征と弟橘媛の入水

日本武尊の奏して言したまはく、「臣は則ち先に西を征つことに労きき。是の役は必ず大碓皇子の事ならむ」とまをしたまふ。時に大碓皇子、愕然きて、草の中に逃げ隠る。則ち使者を遣して召し来さしめたまふ。爰に天皇責めて曰はく、「汝が欲せざらむを、豈強に遣さむや。何ぞ未だ賊に対はずして、予め懼るることの甚しき」とのたまふ。此に因りて、遂に美濃に封さしたまふ。仍りて封地に如る。是身毛津君・守君、凡て二族が始祖なり。是に日本武尊、雄詰して曰したまはく、「熊襲既に平けて、未だ幾の年も経ざるに、今し更東夷叛けり。何の日にか大平ぐるに逮らむ。臣労しと雖も、頓に其の乱を平げむ」とまをしたまふ。則ち天皇斧鉞を持りて、日本武尊に授けて曰はく、「朕が聞けらく、其の東夷は、識性暴強く、凌犯を宗と為す。村に長無く、邑に首勿し。各封堺を貪りて並に相盗略む。亦山に邪神有り、郊に姦鬼有り。衢に遮り、径を塞ぎ、多に人を苦しびしむ。

冬十月の壬子の朔にして癸丑に、日本武尊、発路したまふ。戊午に、道を枉げて、伊勢神宮を拝みたまふ。仍りて倭姫命に辞して曰さく、「今し天皇の命を被りて、東に征きて諸の叛者を誅はむとす。故、辞す」とまをしたまふ。是に倭姫命、草薙剣を取りて、日本武尊に授けて曰はく、「慎みてな怠りそ」とのたまふ。

是の歳に、日本武尊、初めて駿河に至りたまふ。其の処の賊、陽り従ひて、欺きて曰く、「是の野に、麋鹿甚だ多し。気は朝霧の如く、足は茂林の如し。臨して狩りたまへ」といふ。日本武尊、其の言を信けたまひ、野中に入りて覓獣したまふ。賊、王を殺さむといふ情有りて　王とは日本武尊を謂ふ。火を放けて其の野を焼く。王欺かえぬと知ろしめして、則ち

No 3

三・（附）西三河への文化の越境を考える

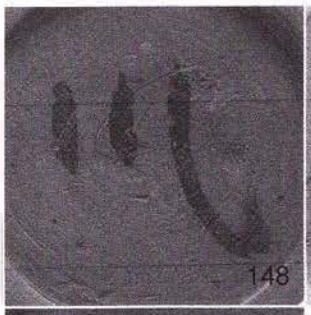
148

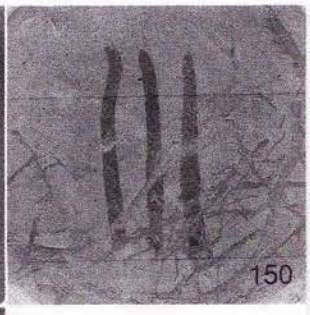
150

151

156側

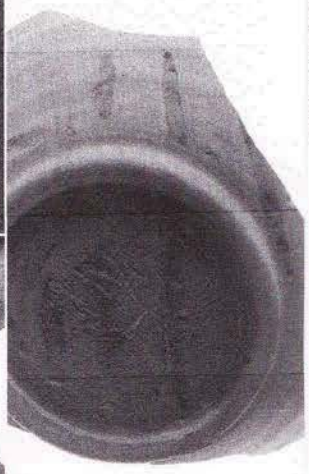
154

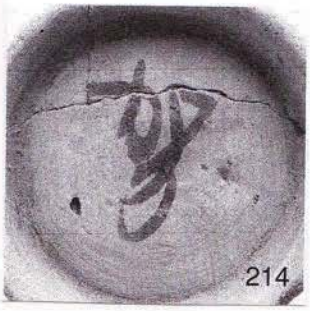
214

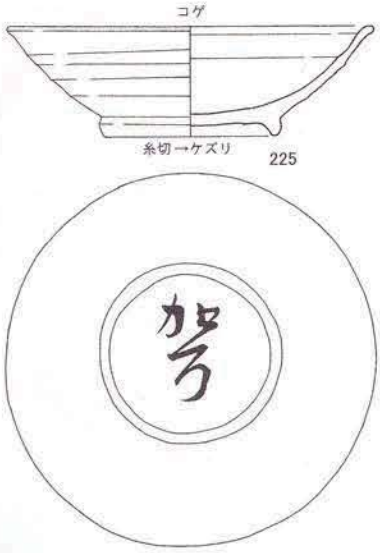

185

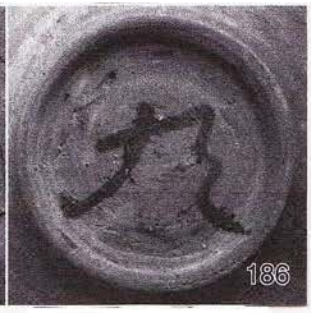
186

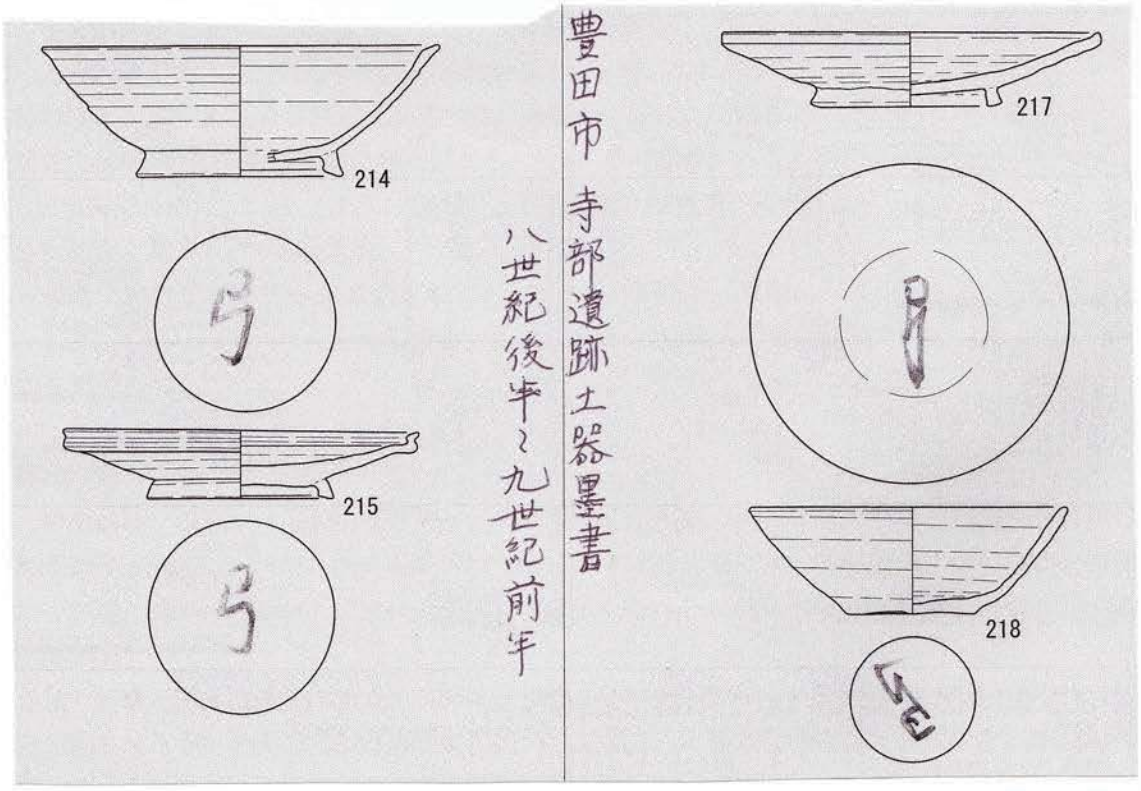

引用文献
伊場遺跡総括編（文字資料・時代別総括）二〇〇八 浜松市教育委員会
寺部遺跡Ⅳ 二〇一四 豊田市埋蔵文化財発掘調査報告書 第61集

越境地域政策研究フォーラム（二〇一五年）　分科会5　越境地域と歴史・文化
愛知大学豊橋校舎本館五階　二〇一五年二月三一日（土）

越境地域と文字文化―道への祈り「神の御坂に幣奉り」―

愛知大学文学部　和田　明美

一、はじめに

古代より日本の公的な「道」は、中央から地方へと放射線状に延び、国境を隔てた国と国とを結びながら政治・経済・言語の上で重要な役割を果たしてきた[注1]。同心円的な中国（唐）の道制に範を求めながらも、日本は独自に放射線状に伸びる直線的道と政治上のグルーピングによって中央集権国家を構築したのである。古代律令制下の七道のうち、都と東国とを結ぶ道は、東海道と東山道であった。東国（信濃・遠江以東）と西国との国境に位置した三遠南信地域は、東西文化が出会うエリアであるとともに東海道・東山道の越境の地として古代より独自の歴史・文化を形成してきた。

今回のフォーラムでは、古代東山道の「神の御坂」（神坂峠）にスポットを当て、防人・埴科郡神人部子忍男の万葉歌に着目しつつ、古代の道と越境について考え、古代日本人の道に対する思いや祈りの心を解き明かすことにしたい。

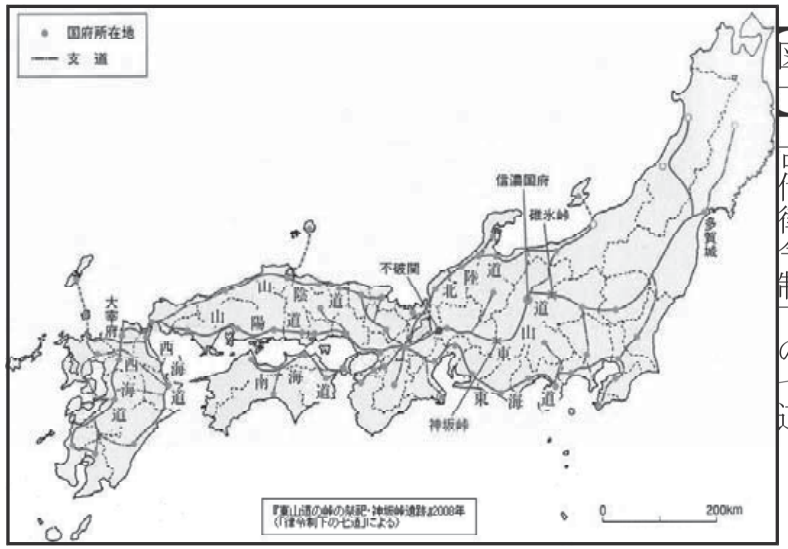

【図一】古代律令制下の七道

図終-1　古代駅路と国府

【図二】古代駅路と国府（『事典　日本古代の道と駅』）

【図三】信濃国駅家と駅馬（『延喜式』）

駅名	所属郡	（伝馬数）	駅馬数
阿知駅	伊那郡	（10疋）	30疋
育良駅	伊那郡		10疋
賢錐駅	伊那郡		10疋
宮田駅	伊那郡		10疋
深沢駅	伊那郡		10疋
覚志駅	筑摩郡	（5疋）	10疋
錦織駅	筑摩郡		15疋
浦野駅	小県郡	（5疋）	15疋
曰理駅	小県郡		10疋
清水駅	佐久郡	（5疋）	10疋
長倉駅	佐久郡		15疋
麻績駅	筑摩郡		5疋
曰理駅	水内郡		5疋
多古駅	水内郡		5疋
沼辺駅	水内郡		5疋

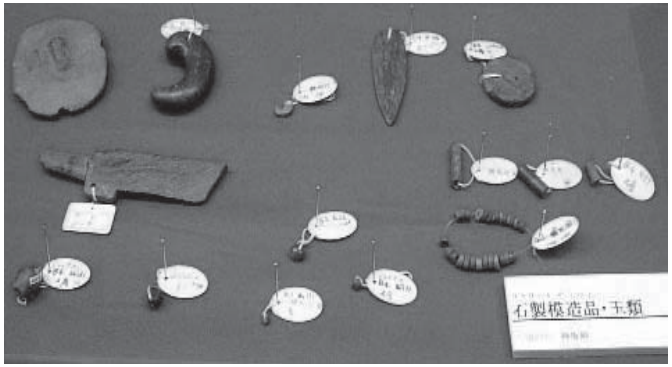

六七年の発掘調査では、鏡形・刀子形・鎌形・馬形等の石製模造品が一六〇〇点余り発見され、勾玉・臼玉他の玉類や鉄製品、土師器片・須恵器片・灰釉陶器片等も出土しており、古代祭祀遺跡としては他に類例がない。

【図四】古代東山道推定地図と信濃国駅家

図Ⅱ-5 駿河・伊豆両国の古代交通路

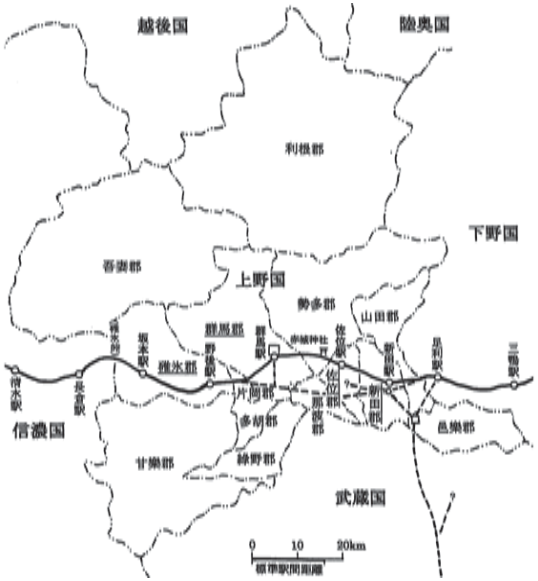

二、東山道「神の御坂」を詠む防人歌―「碓氷坂」「足柄坂」との対比から―

①ちはやぶる神の御坂に幣奉り斎ふ命は母父がため（万葉集二〇・四四〇二・埴科郡神人部子忍男）

神坂峠や碓氷峠・足柄峠等現在「峠」と言われている地は、「境」〔sakafi〕と類義関係にある「坂」〔saka〕「御坂」〔misaka〕と称されていた。

②古者、自二相模国一足柄岳坂一以東諸県、惣称二我姫国一（常陸国風土記）

③東海道ハ坂ノ東〔駿河ト相模トノ界ノ坂也〕（令義解巻七公式令・朝集使）

④東山道ハ山ノ東〔信濃ト上野トノ界ノ山也〕（令義解同右）

平安後期から中世の頃使用されはじめた「峠」は「たむけ（手向け）」から転じた語であり、神に手向けをしつつ旅の安全を祈願したことによる表現であるが、一〇世紀以前の使用例はなく、古代日本語としては「坂」と称していた。特に『万葉集』の「神の御坂」は、現在の神坂峠と共に足柄峠にも用いられている。「神の」を冠した『万葉集』の「御坂」（「坂」一三例中「御坂」八例）の六割強が足柄坂に関する例である。また他に類例のない神坂峠の出土品が証しているように、古代東山道神坂峠頂上付近では、神に「幣奉り」「手向け」をして祈る祭祀が行われていた。「幣」の遺物や出土例はないものの、万葉歌を通して人々が「幣奉り」祈りを捧げた実態がうかがわれる。実際に、長屋王・藤原宇合・石上乙麻呂・笠金村・大伴家持・大伴池主等、中央官人や宮廷歌人はもちろんのこと防人等民衆に至るまで「幣」を歌に詠み、峻険な「坂」や「渡り」ないしは国境を越え行く旅に際して、祈りをこめて「幣」を奉っている。

標高千～三千mの山々が立ちはだかる険しい東山道の山路や坂は、古代より文学表現の対象となり、東山道の「神の御坂」（現神坂峠）「碓氷坂」と東海道の「足柄坂」は、峠の祭祀や古代信仰と相俟って『古事記』『日本書紀』をはじめとする古典文学にしばしば登場する。殊に現在の長野県下伊那郡阿智村と岐阜県中津川市の境にそそり立つ恵那山（二一九一m）の北東側の神坂峠は、「神の御坂」「信濃の御坂」「信濃坂」「科野の坂」と称され、古代史に裏付けられた記述や伝承的叙述を背後に、古代の日本文学に独創的な彩を添えてきた。

▼神の御坂・碓氷坂・足柄坂

	標高m	駅馬（延喜式）	墨書土器・出土物	万葉歌
神の御坂	一五七六	美濃坂本三〇疋・信濃阿智三〇疋	有・二〇〇〇点ほど	一
碓氷坂	九五六	信濃長倉一五疋・上野坂本一五疋	無・七〇点ほどか	一（二）
足柄坂	七五九	駿河横走二〇疋・相模坂本二〇疋	無・なしか	四

⑤ひな曇り碓氷の坂を越えしだに妹が恋しく忘らえぬかも（二〇・四四〇七・上野国　他田部子磐前）

⑥足柄のみ坂に立して袖振らば家なる妹はさやに見もかも（二〇・四四二三・武蔵国　藤原部等母麻呂）

⑦色深く背なが衣は染めましをみ坂賜らばまさやかに見む（二〇・四四二四・武蔵国　妻物部刀自売）

過二足柄坂一見二死人一作歌一首

⑧小垣内の麻を引き干し妹なねが…鳥が鳴く東の国の恐きや神の御坂に和膚の衣寒らに…家問へど家をも言はず丈夫の行きのまにまにここに臥やせる（九・一八〇〇・田辺福麿歌集）

⑨日の暮れに碓氷の山を越ゆる日は背なのが袖もさやに振らしつ（一四・三四〇二・東歌）

石上乙麿卿配二土佐国一之時歌三首（内一首）

⑩…八十氏人の手向する恐の坂に幣奉り我はぞ追へる遠き土佐道を（六・一〇二二・石上乙麿）

三、古代律令制下での七道の整備と東山道「神坂」

七世紀から八世紀にかけての時代は、古代律令制度のもとで五畿七道が整備され、中央集権国家が形成される時期にあたる。天武朝より国境策定が進み、国家の基本法としての「大宝律令」（七〇一年）の施行により放射線状の直線的交通網も整備され、上意下達の地方支配が急速に進む。七道は、大路（山陽道）中路（東海道・東山道）小路（北陸道・山陰道・南海道・西海道）に三分され、駅制に従って三〇里（約20㎞）ごとに一駅が設置された（令集解）。

◇古代の国境と道の整備

A 畿内諸国の能く歌ふ男女、及び侏儒・伎人を選びて貢上れ（日本書紀六七五年）

B 天下に巡行りて、諸国の境界を限分ふ（日本書紀六八三年）

C 伊勢王等を遣して、諸国の堺を定む（日本書紀六八四年）

D 東山道は美濃より以東、東海道は伊勢より以東の諸国の位有らむ人等に、並に課役を免せ（日本書紀六八五年）

E 凡そその庶務、もはら新令に依れ…この日、使を七道に遣して、新令に依りて政し（続日本紀七〇一年）

F 律令を天下の諸国に頒ち下す（続日本紀七〇二年）

G（巡察使派遣）正六位下藤原朝臣房前を東海道に遣す。従六位上多治比真人三宅麻呂を東山道…（北陸道・山陽道・山陰道・南海道・西海道と七道すべて記す）道別に録事一人。政績を巡り省て、冤枉を申し理らしむ（続日本紀七〇三年）

H 凡諸道に駅馬を置く。大路に廿疋、中路に十疋〔謂、東海東山道。其以外皆為小路也〕、小路五疋、使稀之処国司量置（令集解巻八・厩牧令）

◇古代東山道の整備

I 信濃道は今の墾道刈株に足踏ましなむ履着けわが背（万葉集一四・三三九九・東歌）

J 始めて美濃国に岐蘇の山道を開く（続日本紀七〇二年十二月）

K 美濃・信濃の二国の堺、径道険隘にして、往還艱難なり。仍て吉蘇路を通す

（続日本紀七一三年七月）

L 美濃守従四位下笠朝臣麻呂に封七十戸、田六町を賜ふ…吉蘇路を通すを以てなり

（続日本紀七一四年二月）

M 積石千重峻　危途九折分　人迷辺地雪　馬躡半天雲　岩冷花難笑　渓深景易曛　郷関何処在　客思転紛紛〔積石千重峻し　危途九折分る　人は迷ふ辺地の雪　馬は躡む半天の雲　岩は冷やかにして花笑き難く　渓深くして景曛れ易し…〕（凌雲集・坂上今継「渉信濃坂」）

N 林子曰、余京洛東武往還数回。共是経二東海道一而、未レ歴二東山道一、則不レ嘗二信濃之険一

（本朝一人一首・巻二八四）

四、古代の防人制度と防人歌

「防人」は古代律令制の下で、大陸への防備のため壱岐・対馬・九州北部沿岸部に遣われた兵士を言う。六六三年に白村江での大敗後、東国を中心に諸国から三年交代で兵士が徴収された。家持は天平勝宝六（七五四）年四月に兵部少補となり、翌七年には防人交替の仕事に従事して防人らの歌を集めたと考えられる（『万葉集』の防人歌（父母や妻含む）は一〇〇首余り）。

・天平勝宝七（七五五）年二月に「相替りて筑紫に遣さるる諸国の防人等の歌」が八四首

【東国十カ国の防人七四人の歌七七首+防人の妻六人の歌六首+防人の父の歌一首】

「昔年の防人歌」八首+大原今城伝誦「昔年相替る防人歌」一首の計九三首（巻二〇）

・東歌の「防人歌」五首+防人歌と見なされる歌（巻一四）

・左注に「防人の妻」の作歌を持つ歌二首（巻一三）

出身地別に編まれた巻二〇の防人歌は、東歌と同様に東海道は遠江・東山道は信濃以東の歌からなり、防人に行く人のみならず残された妻や父らの悲しみ・思慕・執着を中心に祈りの心が、方言を用いて情愛豊かに表現されている。

⑪初修二京師国司・郡司・関塞・斥候・防人・駅馬・伝馬一、及造二鈴契一、定二山河一

（日本書紀六四六年大化改新「詔」孝徳天皇）

⑫於二対馬島・壱岐島・筑紫国等一、置二防与一レ烽。又於二筑紫一、築二大堤一貯レ水、名曰二水城一

（日本書紀六六四年・天智天皇）

⑬守レルヲハ辺ヲ者、名二ク防人一ト（令義解「軍防令」第一七）

⑭停二諸国防人一…遣二坂東諸国兵士一（続日本紀七三〇年・聖武天皇）

▼**防人歌の「母父」**（三例・全八例）**と「父母」**（八例・全二一例）　※集中「母」五六例・「父」一〇例

母父	あもしし　二例（下野） おもちち　一例（信濃）	母	あも　一例（下野） あもとじ　一例（下野） おも　二例（下総・信濃）
父母	ちちはは　八例（遠江二例・駿河四例・相模一例）	父	ちち一例（駿河）

⑮旅行きに行くと知らずて母父に言申さずて今そ悔しけ（二〇・四三七六・下野国

⑯母とも玉にもがもや頂きてみづらの中にあへ巻かまくも（二〇・四三七七・下野国　上丁川上臣老）

⑰月日夜は過ぐは行けども母父が玉の姿は忘れせなふも（二〇・四三七八・下野国都賀郡　上丁中臣足国）

⑱大君の命畏み磯に触り海原渡る父母を置きて（二〇・四三二八・相模国　助丁丈部造人麿）

⑲父母も花にもがもや草枕旅は行くとも捧ごて行かむ（万葉集二〇・四三二五・遠江国　佐野郡長下郡丈部黒当※小夜の中山）

⑳畏きや命被り明日ゆりや草がむた寝む妹無しにして（万葉集二〇・四三二一・遠江国　長下郡物部秋持※浜松市）

▼「斎ふ命は母父がため」に託した防人の祈り

◇〈～がため〉分類

妹	君	我	誰	児	母父	その他	合計	備考
一三	六	四	四	二	一	四	三四	父母・父・母・夫・妻なし

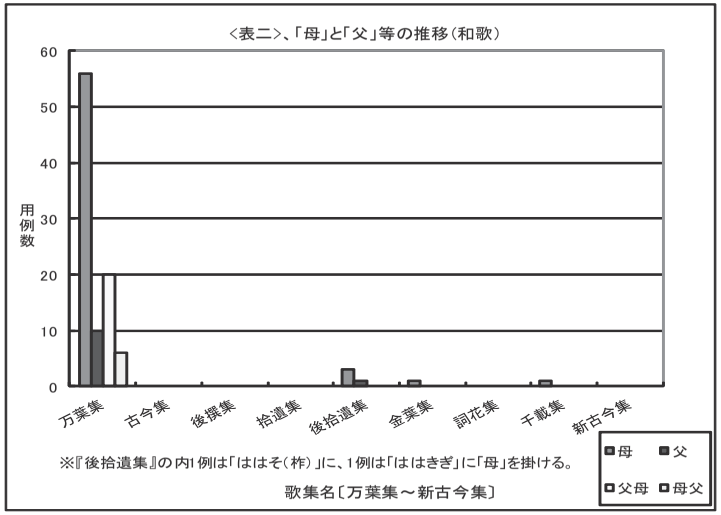

【主な参考文献】

・福田良輔『奈良時代東国方言の研究』風間書房・一九六五年
・大場磐雄編『神道考古学講座 第二・五巻』雄山閣・一九七二年
・黒坂周平『東山道の実証的研究』吉川弘文館・一九九二年
・坪井清足他監修『新版［古代の日本］』角川書店・一九九三年
・西宮秀紀『律令国家と神祇祭祀制度の研究』塙書房・二〇〇四年
・水島義治『万葉集防人歌の国語学的研究』笠間書院・二〇〇五年
・市澤英利『東山道の峠の祭祀・神坂峠遺跡』二〇〇八年・新泉社
・木下良『事典 日本古代の道と駅』吉川弘文館・二〇〇九年
・坂本太郎『古代の駅と道』（著作集八第巻）吉川弘文館・二〇〇九年
・松原広宣『日本古代の交通と情報伝達』汲古書院・二〇〇九年
・和田明美『古代東山道園原と古典文学』あるむ・二〇一〇年
・鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版・二〇一一年
・鈴木靖民・吉村武彦・加藤友康編『古代東山国の交通と社会』八木書店・二〇一三年
・文字のチカラ展実行委員会編『文字のチカラ　古代東海の文字世界』二〇一四年
・武田佐知子『古代日本の衣服と交通』思文閣・二〇一四年
・東国古代遺跡研究会編『長野県神坂遺跡とその周辺』二〇一四年

資料一　浜名湖東岸伊左路村の一二人による伊勢・大和方面への旅日記

（一七八九年）（浜松市伊左町自治会文書）

（表紙）「　寛政元年　　伊左路　　野嶋長右衛門
伊勢より山上・大和越道中諸色帳
酉六月十二日出立　同廿六日夜四つ時帰国」

六月十二日立、茂（牟）呂湊より舟ニのり、難風吉、十三日九つ時伊勢曾弥谷太夫殿へ着ス、直ニ両参宮首尾好相済、此所ニ泊る、

十四日　五つ時出立、

一金壱分弐朱銭四百文　　此銭弐貫百三拾六文
　外　弐百文　内より持参
　内　五百文　講かけ外か
　残り壱貫八百文之内
大舟九反帆壱艘分　運賃上下〆九貫六百文　　大久保・あらいのり合
　七拾人余のり　　壱人前百三拾弐文宛
一弐百六拾四文　　両人分
一四百四拾八文　太夫殿　宿立　　両人分
一弐百三拾弐文　　た葉こ入七つ
一七拾八文　　かあご（皮籠）箱
一四百三拾六文　百文　　参宮

〆

十四日　夕方少し雨ふり
河原茶屋昼休　　木ちん十六文　米壱升代九十文
　一同七拾六文　　両人分
かゆミ（粥見）川　　舟渡し四文宛
宮の前泊り　　木ちん三拾弐文　米壱升代百四文
　一同百七拾文　　両人分
十五日も雨ふり
葉（波）瀬昼休　　壱人前三拾三文
　一同六拾六文　　両人分
小（木）津泊り　此前高見峠有
　一同弐百六拾六文　　両人分
十六日も雨ふり
水（三）茶屋昼休　　壱人前四拾三文
　一八拾六文　　両人分
吉野泊り　　同川廿文　水次第

宿　松本屋平八ニ泊り　木ちん四拾八文　壱人前百廿七文　弁当共ニ
一弐百五拾四文　両人分
十七日　大雨ふり　此か御山上り
御山小松院ニ泊り　壱人前百四拾八文
一三百文　両人分
鐘掛西のぞき役銭十八文宛
役銭四拾三文宛　外五文宛要之　おさけ夕方・朝両度代
十八日　朝五つ時暫く雨小ぶり
御参詣祈とうニ首尾好相済、大雨故、又吉野下り、同宿松本屋ニ泊り
一三百文　両人分
吉野本山南陽院様寿命綱上江三人　銘々お札壱軒宛ニ
御酒壱樽　小松屋宿迄御送り被下候、　壱貫文吉野山行両か分
一金壱分　銭壱貫四百文　□□にて
一金弐朱弐朱　此銭壱貫四百文　上市にて
十九日も雨ふり
とふ（多武）の峯昼休　参詣　壱人前四十三文
一八拾六文　両人分
一八拾六文　上市両□にて　御札
一百四文　両人分　吉野川大水故
長谷観音様　参詣
追分泊り　木ちん三拾弐文　米九拾文　壱人前七拾七文
一百五拾八文　両人分
三輪大神宮　参詣
一金弐朱　此銭七百文　帯とき地蔵参詣
廿日　雨ふり
奈羅（良）休　□入　壱人前六拾四文
一百三拾弐文　両人分
百文　案内壱人
一四百四拾八文　墨
内　八拾文三丁　四拾八文壱丁　弐拾四文四丁　九文六分五丁
賀（加）茂泊り　壱人前七拾九文
一百六拾弐文　両人分
廿一日　此間天気吉
嶋原昼休　壱人前四拾文
一八拾文　両人分
一三拾九文　扇弐本　上野にて

津下（柘植）泊り　壱人前七拾弐文
一百四拾八文　両人分
一金弐朱　此銭七百六文　上野
廿二日　四つ時　関へ出ル
是より茶屋休　地蔵様参詣
石薬師参詣
四ケ市泊り　木ちん四拾八文　壱人前百文
一弐百文　両人分
一ニ百四拾八文　包丁□□
一金弐朱　此銭七百六文
一弐百文　馬代両度
廿三日　桑名舟せん　五十一文　酒手少々三文宛
休宿六拾四文
一百三拾文　両人分
津島町泊り　参宮　壱人前九拾弐文
一百八拾八文　両人分
廿四日　甚目寺観音様参詣
一金弐朱　此銭七百拾文　名古屋
一金三分弐朱　松前屋にて買物
一弐百文　包丁
一百文　昼休　うどん
一弐百四拾八文　せった
成見（鳴海）泊り　壱人前八拾五文
一百九拾四文　両人分
廿五日　岡崎川留る　細川越三里上る
案内百六拾四文　両度
細川廿四文宛
藤川泊り　壱人前百六文
一弐百拾弐文　両人分
一金弐朱　此銭七百六文　肴町
一百六文　手拭
一金弐朱　此銭七百文　細川
廿六日　九つ時　吉田へ出ル
一百文　差添両人分
一金壱分　壱貫百弐拾四文　吉田
一金壱分　壱貫百弐拾四文　吉田

此日、七つ時新所出ル、是より舟ニのり、四つ時分帰国、目出度存候、
千鶴万亀也、

（出納精算・餞別・土産の記載略）

（裏表紙）「　仁左衛門　杢平子　弥六子　伊左衛門　太郎右衛門子　文五郎弟
甚左衛門　彦五郎　与五平　□松　弥右衛門　手前
〆拾弐人　名主　野嶋長右衛門
清泉院　」

資料二　吉田船町が新規に参宮船を運航する大崎村を評定所へ訴える

元禄八年（一六九五）（旧版『愛知県史』別巻所収文書）

（前略）

一当（吉田）湊は諸国之廻船常々渡海仕候、尾州・勢州江之渡海平日御座候、就夫春・夏ハ伊勢参宮之道者、古来より年々渡海仕来候、就中六月八日・同十三日此両日、遠州・駿州其外東国之者共数千人参宮仕候、何も舟町より前々出船仕、然所ニ吉田領之内高足村と申所より近国近村之者共江致内通、参宮人大勢引込、高足村より大分出舟申付、舟町へ罷出候道者纔ニ罷成候（中略）

一高足村近所同国之内、中島与五郎様御領分大崎村と申所之百姓共、高足村停止ニ罷成候翌午ノ年（元禄三）以来、彼大崎村江参宮人大勢招寄せ、毎年六月八日・同十三日人船大分出船仕候（中略）殊ニ当年ハ新居船越之水主共ニも頼置候哉、新居船中ニて、必大崎江罷越乗候へ抔水主共指図申候由、船町江参候道者共物語仕承申候、ケ様成義迷惑至極ニ奉存候御事（後略）

資料三　新居町庄屋が例年のぬけ参り時期到来を町役所へ届出る

元文三年（一七三八）（『新居町史』五巻所収文書）

覚

一当町之男女共、例年来ル八日より十四五日之頃迄、伊勢御参宮ぬけ参仕候、尤吉田并大崎村辺よりいつも舟ニ乗参申候ニ付、日和見合追々罷立申候、日数四五日ツゝ相掛り申義御座候、為御届ケ書付指上申候、以上、

午六月六日　　新居町庄や　武右衛門印

御奉行様

第19表　新居町住民の奉公先とその件数

年号＼奉公先	江戸	その他
元文3年	6	1(二川)
4	5	1(浜松)
5	5	2(吉田)　1(鷲津)
寛保元年	2	1(吉田)
宝暦元年	6	0
2	6	1(白須賀)
3	2	1(岡崎)
4	1	1(新城)
5	0	1(三河大野)　1(津)
6	4	0
7	2	1(吉田)
8	7	0
9	10	0
10	6	0
11	3	2(京都)
12	6	2(名古屋)
13	1	1(掛塚)
明和元年	2	1(不明)
2	20	0
3	3	0
4	8	0
5	4	1(三河浜田)
6	1	1(町内)
7	6	1(名古屋)
8	3	0
安永2年	2	0
3	1	0
4	2	0
計	124	22

図　浜名湖舟運の関係地図

新居宿住民の婚姻・養子先(1738～1786年)　　婚姻69件・養子縁組33件の内訳

宿内在周者	計52件
新居宿周辺	橋本村8・白須賀宿8・中之郷村4・大倉戸村2・鷲津村2
太平洋沿岸	三河浜田・高塚・小島・上細谷村、遠江長谷
浜名湖西岸	新所・入出村
東海道宿場	二川・吉田宿
比較的遠方	田原町・石田村
浜名湖東岸	大久保村(婿養子)・舞坂宿　計2件